

### 介護老人保健施設 浦安ペテルホーム サービス利用料金表 訪問リハビリテーション 及び 介護予防訪問リハビリテーション

(1)介護保険の給付対象となるサービス

	20分(1回)	40分(2回)	60分(3回)
訪問リハビリテーション費	308 単位	616 単位	924 単位
介護予防訪問リハビリテーション費	298 単位	596 単位	894 単位

※基本訪問時間は、1日40分です。

【介護保険施設サービスにおける加算・減算】

○浦安ペテルホーム ご利用の計画・実績によって下記項目が加算・減算されます。

	加算項目	内容	単位数
1	サービス提供体制強化加算	I・・指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数7年以上の者がいること。	6/回
2	短期集中リハビリテーション実施加算(訪問リハビリテーション)	利用者の状態に応じて、基本動作動力及び応用的動作能力を向上させ、身体機能を回復するための集中的なリハビリテーションを実施するものであること。その退院(所)又は認定日から起算して3月以内の期間にリハビリテーションを集中的に行なった場合。1週につきおおむね2日以上、1日あたり20分以上実施するものでなければならない。	200/日
3	短期集中リハビリテーション実施加算(介護予防リハビリテーション)	その退院(所)又は認定日から起算して3月以内の期間に指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合は、短期集中リハビリテーション実施加算として、所定単位数を加算する。 その退院(所)又は認定日から起算して1月以内の期間に行われた場合は一週につきおおむね2日以上、1日あたり40分以上実施。 その退院(所)又は認定日から起算して1月を超え3月以内の期間に行われた場合は1週につきおおむね2日以上、1日あたり20分以上実施。	200/日
4	認知症短期集中リハビリテーション実施加算(訪問リハビリテーション)	認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士が、その退院(所)日または訪問開始日から3月以内の期間に、リハビリテーションを集中して行うこと。1週に2日を限度として算定。	240/日
5	リハビリテーションマネジメント加算(イ)(ロ)(訪問リハビリテーション)	共通・・指定訪問リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士その他の職種の者が共同し、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合は、リハビリテーションマネジメント加算として、所定単位数に加算する。また3月に1回以上リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態に応じ、計画を見直していること。	
		(イ)・・計画作成リハビリ専門職が説明し、同意を得るとともに、医師に報告すること。	180/月
		(ロ)・・計画作成リハビリ専門職が説明し、同意を得るとともに、医師に報告すること。利用者毎のリハビリテーション計画等の内容等の情報を厚生労働省に提出かつ必要な情報を活用している。	213/月
		リハビリテーションの医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合は上記に加えて算定。	270/月
6	移行支援加算(訪問リハビリテーション)	生活機能が向上し、他のサービス等への移行等が一定以上を超えた指定訪問リハビリテーション事業所において、評価対象期間の次の年度内に限り1日につき所定の単位数に加算する。	17/日
7	口腔連携強化加算	口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価結果を情報提供した場合に、1月に1回限り所定単位数を加算する。	50/月
8	退院時共同指導加算	病院、診療所から退院するに当たり、訪問リハビリテーション事業所の医師または理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、当該者に対する初回の訪問リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき1回に限り、所定退院数を加算する。	600/回
9	高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するために以下の措置が講じられていない場合。 虐待防止のため委員会の開催や、その結果を周知徹底。虐待防止のための指針を整備。従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施すること。担当者を配置すること。	所定単位数の100分の1に相当する単位数
10	業務継続計画未策定減算	以下の基準に適合していない場合。 感染症や非常災害発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。	所定単位数の100分の1に相当する単位数

11	診療未実施減算	当該訪問リハビリテーション事業所の医師が診療を行っていない利用者に対し、指定訪問リハビリテーションを行った場合、所定単位数から減算。別の医療機関の医師の情報をもとに計画策定が必要。ただし、以下のいずれにも該当する場合は減算を適用しない。 医療機関に入院し、リハビリテーションを受けた利用者であること。訪問リハビリテーション事業者が、医療機関から利用者に関する提供を受けていること。退院日から1月以内の訪問リハビリテーションの提供であること。	-50/回
12	12か月を超えて介護予防リハビリテーションを行う場合	利用開始日の属する月から12月を超えて介護予防訪問リハビリテーションを行う場合。ただし、以下の要件を満たせば減算は行わない。3月に1回以上リハビリテーション会議を開催し、リハビリの計画書を見直していること。利用者ごとのリハビリテーション計画等の内容等の情報を厚生労働省に提出かつ必要な情報を活用している。	-30/回

\* 今後、職員配置もしくはサービス提供体制の変更により、加算は変更される場合があります。

(1)介護保険給付の対象とはならないサービス

キャンセル料	1,000円	利用予定日の前日(日曜日を除く)の17時00分までにご連絡がなかった場合
各種文書代	実費	文書作成を行った場合
その他	実費	訪問リハビリテーションサービス実施に必要な居宅の水道・ガス・電気・電話・交通費(職員費用も含む)等のご利用者負担になります。

\* 介護保険の改正、社会情勢上やむを得ない事由等で、ご利用額を変更することがあります。

変更の際は、変更内容及びその事由について、事前にご契約者及びご家族等に通知いたします。

**【サービス基本料金 早見表】 ※介護保険負担割合証をご確認ください。**

※以下の訪問リハビリテーション費及び各種加算については、  
介護報酬項目ごとに、地域加算(3級地10,83円)を乗じた額を掲載しています。  
実際の月単位の計算とは誤差が生じますので、あらかじめご了承ください。

**訪問リハビリテーション 及び 介護予防訪問リハビリテーション**

**【訪問リハビリテーション費】**

提供時間	1割負担額	2割負担額	3割負担額
20分あたり	334円	667円	1,001円
40分あたり	668円	1,335円	2,002円
60分あたり	1,001円	2,002円	3,002円

**【介護予防訪問リハビリテーション費】**

提供時間	1割負担額	2割負担額	3割負担額
20分あたり	323円	646円	969円
40分あたり	646円	1,291円	1,937円
60分あたり	969円	1,937円	2,905円

・サービス提供体制強化加算に対する体制を整備しているため、上記料金に1割負担の場合7円、2割負担の場合13円、3割負担の場合20円加算されます。  
※基本訪問時間は、1日40分です。

**加算料金**

**【訪問リハビリテーション】**

	1割負担額	2割負担額	3割負担額
短期集中リハビリ	217円	434円	650円
マネジメント加算 イ	195円	390円	585円
マネジメント加算 ロ	231円	462円	692円
マネジメント加算 医師が説明	293円	585円	878円
移行支援加算	19円	37円	56円
口腔連携強化加算	55円	109円	163円
退院時共同指導加算	650円	1300円	1950円

**【介護予防訪問リハビリテーション費】**

	1割負担額	2割負担額	3割負担額
短期集中リハビリ	217円	434円	650円
口腔連携強化加算	55円	109円	163円
退院時共同指導加算	650円	1300円	1950円